

津市過疎地域自立促進計画(案)について

1 過疎対策の経緯

昭和 30 年代以降の高度経済成長に伴い、農山漁村地域から都市地域に向けて若者を中心に大きな人口移動が起こり、いわゆる過疎問題が発生しました。

これに対処するため、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定され、昭和 55 年に「過疎地域振興特別措置法」が制定されました。

平成 12 年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「過疎法」という。）は、平成 22 年に延長され平成 28 年 3 月末で期限が切れるところでしたが、東日本大震災の発生により過疎対策事業の遅延が想定されることから、平成 24 年の一部改正により、有効期限が平成 33 年 3 月 31 日まで再延長されました。

さらに、平成 26 年の一部改正では、過疎地域の要件を追加するほか、計画策定等の義務付けの見直し、ソフト事業に対する支援措置の拡充等が行われ、過疎対策事業債の対象施設も追加されました。

2 策定の必要性

旧美杉村全域は、過疎法に規定された過疎地域でありましたが、市町村の廃置分合等があった場合の特例（過疎法第 33 条第 2 項）の規定により、本市の中で「過疎地域としてみなされる区域」として、平成 18 年 1 月 1 日に、国において公示されています。

今般、平成 24 年及び平成 26 年の過疎法の一部改正に伴い、本市におきましても、継続的な美杉地域の自立促進に取り組むために、現在の津市過疎地域自立促進計画（以下「過疎計画」という。）の計画期間を平成 33 年 3 月 31 日まで延長し、今期計画の継続事業を含む新たな事業を盛り込んだ次期計画を策定する必要があります。

また、過疎計画の策定に関しましては、過疎法第 6 条第 1 項で「過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができる。」となっています。

3 策定の基本的な考え方

過疎計画につきましては、過疎法第 6 条第 4 項の規定に基づき、「三重県過疎地域自立促進方針」に基づくとともに、過疎法第 6 条第 3 項の規定

において本市の地域振興に関する基本構想等との整合性が求められていることから、津市総合計画等の諸計画に合わせた見直しを行います。

4 計画内容等

過疎計画の個別事項は、過疎法第6条第2項の規定に基づき以下の10項目に分類しています。

- (1) 基本的な事項に関する事項
- (2) 産業の振興に関する事項
- (3) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に関する事項
- (4) 生活環境の整備に関する事項
- (5) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- (6) 医療の確保に関する事項
- (7) 教育の振興に関する事項
- (8) 地域文化の振興等に関する事項
- (9) 集落の整備に関する事項
- (10) その他地域の自立促進に関し必要な事項に関する事項

5 対象地域

過疎計画の対象地域は、過疎法第33条第2項の規定により美杉地域とします。

6 計画期間

過疎計画は、過疎法の規定である平成33年3月31日までとします。

7 今後のスケジュール

日 程		全体の流れ	議会	市民の意見把握等	地域審議会
H27 年 9 月	初旬	計画案	協議申入れ		
	中旬				美杉地区地域審議会 (計画案の説明)
	下旬			パブリックコメント開始	
10 月	初旬	計画案			
	中旬				美杉地区地域審議会 (意見集約)
	下旬				パブリックコメント終了
11 月	初旬	最終計画案	協議申入れ		
	中旬				
	下旬				
12 月	初旬		第4回定例会へ議案提出		
	中旬				
	下旬	策 定			

※ パブリックコメントによる意見募集について

津市過疎地域自立促進計画（案）について、美杉地区地域審議会において計画案を説明した後、1 か月間意見募集を行います。

計画策定の背景

平成24年に現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効期限が、平成28年3月31日から平成33年3月31日に再延長されました。さらに、平成26年には、過疎地域の要件及び過疎対策事業債の対象施設が追加され、引き続き過疎地域の自立促進を図れることになりました。

① 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的条件

	津市	美杉地域
総面積	711.11km ²	206.7km ²

イ 歴史的条件

江戸時代は、城下町で6つの街道を通じて全国から情報が集まる地域でした。美杉地域を横断する伊勢本街道は、大和と伊勢を結ぶ重要な街道でした。

ウ 社会的条件

国・県の行政機関や文化施設など多様な都市機能が集積した恵まれた地域です。美杉地域は、優良木材を産出し、斜面を活かした茶やこんにゃくの栽培が盛んです。また、歴史的資源や豊かな自然を活かした地域づくりや、森林セラピー事業等を展開している地域です。

(2) 人口及び産業の推移と動向 (H22国勢調査より)

区 分	津市(美杉地域を除く)	美杉地域
人 口	280,365人	5,381人
人口増加率(S35－H22)	33.5%	△66.5%
H22若年者比率	15.4%	7.7%
H22高齢者比率	24.0%	50.8%
限界集落(H22.4住民基本台帳より)	1集落(芸濃)	74集落
産業別人口(就業人口)	132,035人	2,156人
第1次産業	2.8%	7.2%
第2次産業	25.8%	32.3%
第3次産業	66.4%	58.3%

(3) 美杉地域の行財政の状況

自主財源である地方税収入が落ち込むとともに、依存財源である地方交付税の減少により厳しい財政運営を余儀なくされてきました。

(4) 過疎地域の自立促進の基本方針

- ア 豊かな自然環境と貴重な歴史・文化資源を最大限に活用
- イ 都市住民との交流促進や居住の場の提供
- ウ 地域医療の確保
- エ 公共交通システムの整備
- オ 生活道路、交通ネットワークの整備・形成
- カ 森林、農地の活用・管理による農林水産業の安定経営の確保
- キ 安全安心な特産品の開発
- ク 商工業の農林水産業との連携による新たな産業の創出
- ケ 産業の創出、起業家の育成
- コ 自治会活動に対する支援・連携による集落機能の活性化
- サ 地域住民の快適な生活環境の整備

(5) 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとします。

② 産業の振興

農林水産業の担い手の育成・確保、優良農地の確保・利用集積、生産基盤や有害鳥獣による農産物の被害防止及び流通体制の整備など農林水産業の体質強化を図るとともに、地域に根ざした特産品の開発、ブランド化の推進や積極的な情報発信などにより、魅力ある産業を育成します。また、自然環境や歴史・文化資源を活用することにより、集客交流人口を確保し、地域の資源を活かしたまちづくりと農林水産業が一体となった産業の育成を図ります。さらに、旧美杉庁舎等の跡地、旧小学校を活用した観光交流等の拠点づくりを進めます。

③ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

産業振興と地域活性化のため、幹線道路である国道や県道の整備を促進することや、生活に必要な移動手段を確保するため、JR名松線の利用促進及び路線バスの維持・活性化に努め、効率的な公共交通ネットワークの形成を図ります。また、災害時の情報伝達、情報収集に対応できる新たなシステムを整備します。ICT(情報通信技術)活用した高齢者の生活支援や特産物の販路拡大の構築及びテレワーク事業の整備等を行います。

④ 生活環境の整備

常備消防と消防団の連携及び消防施設等の整備を図り、安全・安心なまちづくりを進めます。また、必要に応じ避難所の整備を行い、防災体制を確立します。水道未普及地域の解消、水質管理の強化、施設の耐震化など安全で安心な水道水に向けた取組や市営浄化槽事業の推進等により生活環境の整備を進めます。また、新最終処分場を地域や自然と調和した施設とするため、周辺環境整備を進めます。

⑤ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢化が進む地域において、誰もが安心して住みなれた地域の中で生き生きと暮らせるよう、高齢者福祉施設の改修等により施設機能の充実等を図るとともに、地域で支え合う仕組みや地域住民を中心とした活発な活動が展開される地域社会の実現を目指します。あわせて、健康づくり、生活習慣病予防、介護予防や自立支援対策の充実を図り、健康の保持と生きがいづくりを促進します。

⑥ 医療の確保

住民が健康であり続けるため、専門医を含めた医師の確保が必要であるため、地域の将来を見据え、当番医制も含めた持続可能な医療の確保に努めます。また、地域の核となる県立一志病院と連携を図り、医療体制の充実及び予防体制の向上に努めます。さらに、新たに診療の拠点となる施設の整備を進めます。

⑦ 教育の振興

地域の特性を活かし、家庭、学校、地域の三者一体の教育を進め、小中一貫教育や小規模特認校制度を充実します。また、特色ある地域文化の振興と文化活動、生涯学習活動の普及やスポーツレクリエーション活動の振興を図ります。

⑧ 地域文化の振興等

活力ある心豊かな生活の実現に向け、より一層住民の文化振興が図れるよう文化施設の機能の整備や歴史、文化資源の保存・活用を図り、地域文化の活性化に努めます。

⑨ 集落の整備

積極的な都市住民等への働きかけや移住・交流人口の増加に繋げるため、情報発信、PR活動、長期滞在型施設や空き物件の紹介などの移住・交流者に向けた取組を行います。また、地域主体の地域づくり事業を進めるため、まちづくり・ひとづくりの支援を推進し、コミュニティを再生します。さらには、地域おこし協力隊を設置し、高齢化集落の支援活動を推進するとともに、外部からの定住・移住を促進します。

⑩ その他地域の自立促進に関し必要な事項

旧美杉庁舎等の跡地、旧小学校の活用について、関係諸団体と連携し有効な活用を進めます。また、過疎地域の振興を目的とした基金を適正に管理・運用し、住民が安心して暮らせるようより多くの市民との協働により過疎化の抑制を図り、地域の自立促進・振興を促します。

津市過疎地域自立促進計画（案）

（平成 28 年度～平成 32 年度）

津 市

目 次

1 基本的な事項

(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	8
(4) 地域の自立促進の基本方針	11
(5) 計画期間	13

2 産業の振興

(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	16

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	23

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	26

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	29

6 医療の確保

(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	31

7 教育の振興

(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35

9 集落の整備

(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39

※ 各事項における事業計画の表中、番号及び区分名については、総務省通知による作成要領等に基づき記載しています。

はじめに

過疎地域では、人口の著しい減少によって地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあります。

過疎対策は、このような地域において、住民福祉の向上や働く場の創出を図り、更には豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を生かした個性のある魅力的な地域づくりを進め、森林や農地、農山漁村を適正に管理して美しい国土を保全し、過疎地域が国土の保全・水源のかん養・地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮して、国民生活に重要な役割が果たせるよう、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずるものです。

法律による過疎対策は、これまで、昭和 45～54 年度が「過疎地域対策緊急措置法」、昭和 55～平成元年度が「過疎地域振興特別措置法」、平成 2～11 年度が「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12 年度から「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「過疎法」という。）として 4 次にわたり制定され、これに基づき、対象市町村、関係都道府県、国の 3 者が一体となって時代に対応した対策が進められてきました。現行の過疎法は、平成 22 年、平成 24 年、平成 26 年にそれぞれ「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が制定され、失効期限の延長及び支援措置の拡充等が図られ、平成 32 年度まで引き続き過疎対策を実施することとなりました。

津市では、新津市としてスタートした際、過疎法に基づく過疎地域として認定されていた旧美杉村の区域について、市町村の廃置分合等があった場合の特例により、「過疎地域としてみなされる区域」として国による公示が行われており、過疎法第 6 条第 1 項の規定に基づき、津市過疎地域自立促進計画を策定し、美杉地域の自立促進のための振興と発展の指針とするものです。

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的条件

津市は、三重県の中央部を横断して位置し、東は伊勢湾に臨み、西は伊賀市、名張市、奈良県曽爾村、御杖村と、南は松阪市、北は鈴鹿市、亀山市と隣接し、総面積は 711.11 km²で県域面積 5,774.39 km²の約 12% を占めています。

県内の市町の中で最も広大な面積を有し、多様で豊かな自然環境に恵まれています。

こうした豊かな自然環境の中で、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園、伊勢の海県立自然公園などが位置しており、多くの観光客が訪れる魅力的な自然レクリエーション地域が形成されています。

イ 歴史的条件

江戸時代は城下町として、また、古くは海上交易の港町として賑わいを見せていました。

さらに、伊勢街道、初瀬街道、伊賀街道、奈良街道、伊勢本街道、伊勢別街道の 6 つの街道が通じ、東西の文化が接し、全国から情報が集まる地域となっていました。

そのため、貴重な史跡・文化財など地域固有の歴史・文化が守り継がれ、それが今でも地域の生活の中に息づいています。

ウ 社会的条件

本市は、県庁所在地として、国、県の行政機関や文化施設が多く立地しているほか、大学等高等教育機関や研究機関、医療機関、金融機関などの多様な都市機能が集積した地域です。

[美杉地域の概況]

ア 自然的条件

美杉地域は、市の西南に位置し、北西に伊賀市、名張市と、東南は松阪市に、南西は奈良県曽爾村、御杖村と接しており、面積は市域の約 3 割を占め、そのほとんどが森林となっています。

中央には伊勢湾に注ぐ雲出川、西部には大阪湾に注ぐ名張川が流れています。また、西部は室生赤目青山国定公園に指定され、全域が赤目一志峡県立自然公園区域に指定され、大洞山、俱留尊山^{おおぼらやま くらそやま}をはじめとする 1,000m 級の山が連なっています。

地域の道路網としては、国道３６８号が名張市と松阪市を結び、主要地方道久居美杉線・一志美杉線等の主要幹線道路により形成されています。

また、鉄道ではＪＲ名松線が地域の東西を走り、白山地域、一志地域、さらに松阪市と結んでいます。

イ 歴史的条件

地域を横断する伊勢本街道は、古来より大和と伊勢を結ぶ重要な街道の一つで、沿線には現在も歴史的な町並みや史跡「多気北畠氏城館跡」等の貴重な歴史遺産が数多く残っています。

ウ 社会的条件

産業は、地域の９０％を森林が占める地勢を生かし、古くから林業が盛んで、優良木材を産出しています。また、斜面を生かした茶やこんにゃくの栽培も盛んで、さらに清流を生かしたアマゴやマスの養殖も営まれています。

観光資源としては、史跡「多気北畠氏城館跡」の歴史資源や三多気の桜、君ヶ野ダム公園、大洞山、俱留尊山、雲出川の源流等の豊かな自然があり、それらを生かした「森林セラピー基地」、「東海自然歩道」、「近畿自然歩道」等があります。

地域の人口は減少傾向にあり、特に若年層の減少が著しく、高齢者比率は高くなっています。

このように過疎化が進行する中で、児童数の減少に伴い、小学校、中学校の統合、産業振興のための特産品の販売施設として道の駅美杉や伊勢奥津駅前観光案内交流施設の開設をはじめ、道路、簡易水道、消防施設などの生活基盤の整備、美杉総合文化センターや住民交流施設の整備を進めてきました。また、地域住民主体による森林セラピー基地や歴史資源や伝統を活かした地域づくり、集落機能の再生、空き家活用による移住・交流等への取組を進めています。

これからも、従来の取組に加え、地域にある資源を生かしたコミュニティビジネスや田舎ならではの癒しの場を提供し、生きがい・健康対策などを含めた高齢者対策、医療の確保、公共交通システムの整備、防災体制の整備及び地域コミュニティの再生が重要な課題となっています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

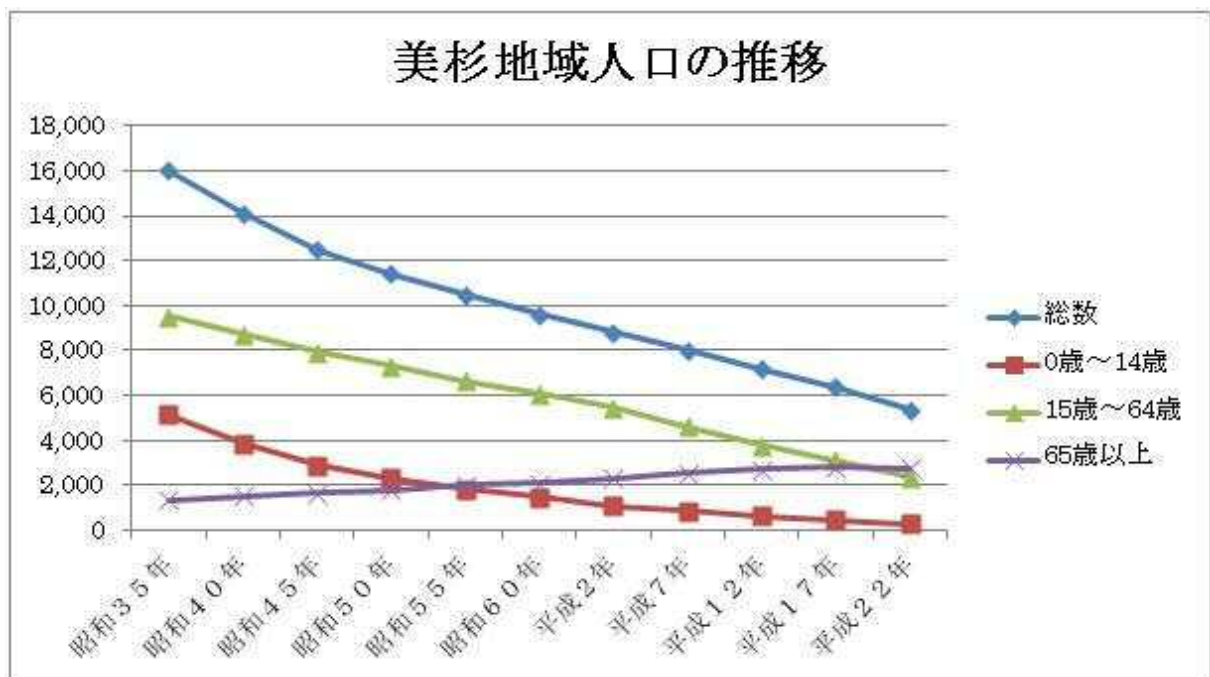
[美杉地域]

人口の動向は、昭和 35 年の国勢調査では 16,043 人でしたが、昭和 60 年の国勢調査では 9,630 人、平成 22 年では 5,381 人（昭和 35 年比約 66% 減（10,662 人減））というように急激な減少を示しています。

産業構造は、昭和 45 年頃までは第一次産業である農林業が基幹的産業として営まれてきましたが、農林産物価格の低迷などによる所得の低下、農林業従事者の高齢化等により、生産活動の停滞が進み、第一次産業の就業人口比率は大幅に減少し、安定的に現金収入が得られる第二次産業、第三次産業に移行しています。

このため、豊かな自然を生かし、定住人口や交流人口の増加に向けた空き家情報バンク制度などの二地域居住の推進や森林セラピー基地などによる交流の促進等に取り組んでいます。

また、お茶、こんにゃく、アマゴなど、従来からの特産品をはじめ、新たな地域の食材を活かした特産品づくりや観光資源を活かした誘客等、地域の活性化に向けた取組が進められています。



資料：国勢調査

【美杉地域】

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 16,043	人 14,103	% △ 12.1	人 12,470	% △ 11.6	人 11,408	% △ 8.5	人 10,495	% △ 8.0	人 9,630	% △ 8.2
0歳～ 14歳	5,160	3,860	△ 25.2	2,876	△ 25.5	2,296	△ 20.2	1,831	△ 20.3	1,496	△ 18.3
15歳～ 64歳	9,521	8,745	△ 8.2	7,926	△ 9.4	7,329	△ 7.5	6,637	△ 9.4	6,056	△ 8.8
うち 15歳～ 29歳(a)	3,029	2,416	△ 20.2	1,956	△ 19.0	1,768	△ 9.6	1,430	△ 19.1	1,192	△ 16.6
65歳以上 (b)	1,362	1,498	10.0	1,668	11.3	1,783	6.9	2,027	13.7	2,078	2.5
(a)/総数 若年者比率	% 18.9	% 17.1	—	% 15.7	—	% 15.5	—	% 13.6	—	% 12.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.5	% 10.6	—	% 13.4	—	% 15.6	—	% 19.3	—	% 21.6	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,835	% △ 8.3	人 8,015	% △ 9.3	人 7,158	% △ 10.7	人 6,392	% △ 10.7	人 5,381	% △ 15.8
0歳～ 14歳	1,087	△ 27.3	858	△ 21.1	647	△ 24.6	465	△ 28.1	266	△ 42.8
15歳～ 64歳	5,447	△ 10.1	4,612	△ 15.3	3,778	△ 18.1	3,104	△ 17.8	2,379	△ 23.4
うち 15歳～ 29歳(a)	1,112	△ 6.7	941	△ 15.4	808	△ 14.1	582	△ 28.0	415	△ 28.7
65歳以上 (b)	2,301	10.7	2,545	10.6	2,733	7.4	2,823	3.3	2,735	△ 3.1
(a)/総数 若年者比率	% 12.6	—	% 11.7	—	% 11.3	—	% 9.1	—	% 7.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 26.0	—	% 31.8	—	% 38.2	—	% 44.2	—	% 50.8	—

【美杉地域】

表1-1（2）人口の推移【住民基本台帳】

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 7,570	—	人 6,883	—	% △ 9.1	人 5,823	—	% △15.4
男	人 3,566	% 47.1	人 3,207	% 46.6	% △10.1	人 2,685	% 46.1	% △16.3
女	人 4,004	% 52.9	人 3,676	% 53.4	% △ 8.2	人 3,138	% 53.9	% △14.6

区 分		平成26年3月31日			平成27年3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 5,082	—	% △12.7	人 4,935	—	% △2.9
男 (外国人住民除く)		人 2,333	% 45.9	% △13.1	人 2,265	% 45.9	% △2.9
女 (外国人住民除く)		人 2,749	% 54.1	% △12.4	人 2,670	% 54.1	% △2.9
参 考	男 (外国人住民)	人 2	% 10.0	—	人 2	% 9.5	% 0.0
	女 (外国人住民)	人 18	% 90.0	—	人 19	% 90.5	% 5.6

【美杉地域】

表1-1（3）産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数 (就業人口)	人 7,695	人 6,618	% △ 14.0	人 6,516	% △ 1.5	人 5,759	% △ 11.6	人 5,273	% △ 8.4	人 5,021	% △ 4.8
第一次産業 就業人口比率	% 54.7	% 53.7	—	% 42.1	—	% 32.4	—	% 23.1	—	% 21.1	—
第二次産業 就業人口比率	% 25.3	% 21.4	—	% 30.7	—	% 33.7	—	% 40.8	—	% 41.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 20.0	% 24.9	—	% 27.2	—	% 33.3	—	% 36.0	—	% 37.2	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数 (就業人口)	人 4,573	% △ 8.9	人 4,069	% △ 11.0	人 3,426	% △ 15.8	人 2,909	% △ 15.1	人 2,156	% △ 25.9
第一次産業 就業人口比率	% 15.5	—	% 15.8	—	% 11.9	—	% 12.8	—	% 7.2	—
第二次産業 就業人口比率	% 43.6	—	% 39.1	—	% 38.4	—	% 34.2	—	% 32.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 40.8	—	% 45.0	—	% 49.3	—	% 52.7	—	% 58.3	—

【津市全体】

表1-1（1）人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 226,065	人 230,315	% 1.9	人 242,000	% 5.1	人 257,198	% 6.3	人 265,443	% 3.2	人 273,817	% 3.2
0歳～ 14歳	62,083	54,440	△ 12.3	54,268	△ 0.3	59,019	8.8	58,212	△ 1.4	55,793	△ 4.2
15歳～ 64歳	147,432	157,489	6.8	166,177	5.5	172,924	4.1	177,744	2.8	184,732	3.9
うち 15歳～ 29歳(a)	59,781	61,552	3.0	61,781	0.4	59,345	△ 3.9	54,765	△ 7.7	54,730	△ 0.1
65歳以上 (b)	16,550	18,386	11.1	21,555	17.2	25,204	16.9	29,409	16.7	33,204	12.9
(a)/総数 若年者比率	% 26.4	% 26.7	—	% 25.5	—	% 23.1	—	% 20.6	—	% 20.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.3	% 8.0	—	% 8.9	—	% 9.8	—	% 11.1	—	% 12.1	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 280,384	% 2.4	人 286,519	% 2.2	人 286,521	% 0.0	人 288,538	% 0.7	人 285,746	% △ 1.0
0歳～ 14歳	49,395	△ 11.5	45,524	△ 7.8	42,176	△ 7.4	39,635	△ 6.0	37,466	△ 5.5
15歳～ 64歳	192,789	4.4	194,899	1.1	189,446	△ 2.8	184,992	△ 2.4	175,473	△ 5.1
うち 15歳～ 29歳(a)	59,208	8.2	59,907	1.2	55,455	△ 7.4	48,953	△ 11.7	43,700	△ 10.7
65歳以上 (b)	38,143	14.9	46,058	20.8	54,869	19.1	63,197	15.2	69,937	10.7
(a)/総数 若年者比率	% 21.1	—	% 20.9	—	% 19.4	—	% 17.0	—	% 15.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 13.6	—	% 16.1	—	% 19.2	—	% 21.9	—	% 24.5	—

※総数には不詳を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

【津市全体】

表1-1（2）人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 283,452	—	人 283,584	—	% 0	人 281,293	—	% △0.8
男	人 137,329	% 48.4	人 137,546	% 48.5	% 0.1	人 136,381	% 48.5	% △0.8
女	人 146,123	% 51.6	人 146,038	% 51.5	% △0.1	人 144,912	% 51.5	% △0.8

区 分		平成26年3月31日			平成27年3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 276,936	—	% △1.5	人 275,626	—	% △0.5
男 (外国人住民除く)		人 134,101	% 48.4	% △1.7	人 133,452	% 48.4	% △0.5
女 (外国人住民除く)		人 142,835	% 51.6	% △1.4	人 142,174	% 51.6	% △0.5
参 考	男（外国人住民）	人 3,498	% 49.1	% —	人 3,510	% 48.8	% 0.3
	女（外国人住民）	人 3,625	% 50.9	% —	人 3,685	% 51.2	% 1.7

【津市全体】

表1-1（3）産業別人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数 (就業人口)	人 109,330	人 113,769	% 4.1	人 124,481	% 9.4	人 124,742	% 0.2	人 127,133	% 1.9	人 131,559	% 3.5
第一次産業 就業人口比率	% 38.1	% 30.4	—	% 23.4	—	% 14.3	—	% 9.8	—	% 7.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 24.4	% 26.1	—	% 30.3	—	% 32.7	—	% 32.3	—	% 32.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 37.5	% 43.4	—	% 46.3	—	% 52.9	—	% 57.7	—	% 59.6	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数 (就業人口)	人 138,983	% 5.6	人 145,605	% 4.8	人 141,331	% △2.9	人 138,918	% △1.7	人 134,191	% △3.4
第一次産業 就業人口比率	% 5.5	—	% 5.2	—	% 4.0	—	% 4.0	—	% 2.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 33.5	—	% 31.8	—	% 30.5	—	% 28.1	—	% 25.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 60.8	—	% 62.8	—	% 65.0	—	% 66.3	—	% 66.3	—

※総数には分類不能を含むため、就業人口比率の合計は100%にはならない。

(3) 行財政の状況

美杉地域においては、過疎高齢化の進行と基幹的産業であった農林業の低迷を背景として、旧村当時から、自主財源である地方税収入が落ち込むとともに、依存財源である地方交付税の減少により非常に厳しい村財政運営を余儀なくされてきました。

市町村合併によって、財政力は以前より改善されたものの、新市においても現下の社会経済情勢等から依然として厳しい財政状況が続いています。

一方、日常生活に不可欠な道路網をはじめとする社会資本の整備、少子高齢化に対応した福祉施策の推進や医療の確保、地域産業の振興、住民の諸活動への支援など、美杉地域の行政需要は、まだまだ増大・多様化の傾向にあります。

このような状況の中、美杉地域の実情に応じた新たな行政課題や住民からの多様なニーズに対応するため、市の健全財政の堅持に配慮しながら、地域の自立促進に向け過疎対策事業債を効果的に活用していきます。

表1-2 (1) 市財政の状況

区分	(単位：千円)			
	平成12年度 (旧美杉村)	平成17年度 (津市)	平成22年度 (津市)	平成25年度 (津市)
歳入総額 A	5,925,602	104,185,818	102,719,267	107,700,386
一般財源	3,853,305	61,671,101	65,236,453	65,950,337
国庫支出金	271,162	7,984,372	12,542,604	13,927,185
県支出金	467,994	4,583,206	5,928,596	6,164,144
地方債	837,900	9,005,200	10,551,800	12,660,400
うち過疎債	210,900	204,800	264,900	1,069,300
その他	495,241	21,011,164	8,459,814	8,998,320
歳出総額 B	5,658,612	100,885,445	98,059,187	105,294,532
義務的経費	2,029,725	48,614,131	51,431,245	51,310,245
投資的経費	1,945,205	16,329,652	11,330,676	16,000,922
うち普通建設事業	1,854,570	15,552,022	10,502,215	15,348,729
その他	1,683,682	35,941,662	35,297,266	37,983,365
過疎対策事業費	625,534	581,438	621,637	2,042,352
歳入歳出差引額 C (A - B)	266,990	3,300,373	4,660,080	2,405,854
翌年度へ繰越すべき財源 D	199,313	317,550	972,238	547,750
実質収支 C - D	67,677	2,982,823	3,687,842	1,858,104
財政力指数	0.203	0.708	0.762	0.751
公債費負担比率	18.6	16.2	15.8	14.7
実質公債比率	—	—	12.2	8.9
起債制限比率	10.3	11.8	—	—
経常収支比率	79.5	90.6	87.4	90.7
将来負担比率	—	—	88.3	51.8
地方債現在高	6,527,869	115,871,511	96,553,516	94,580,758

(地方財政状況調準拠)

※平成17年度は合併前の市町村（旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町、旧美杉村）の合計です。

※上記の表は、地方財政状況調に準拠しているため、表中の「うち過疎債」及び「過疎対策事業費」の額は、簡易水道事業分を含んでいません。

【美杉地域】

表1-2（2）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年 度末	昭和55年 度末	平成 2年度 末	平成12年 度末	平成22年 度末	平成25年 度末
市道						
改良率（％）	0.2	12.5	4.6	12.4	14.3	14.4
舗装率（％）	2.9	8.9	43.4	48.9	49.8	49.8
農道						
延長（m）	—	—	—	—	18,453	18,453
耕地1h a 当たり農道延長（m）	87.9	94.5	5.9	24.9	—	—
林道						
延長（m）	—	—	—	—	85,525	84,528
林野1h a 当たり林道延長（m）	6.7	6.2	1.8	2.6	—	—
水道普及率（％）	—	—	—	38.3	74.1	78.3
水洗化率（％）	—	—	—	14.8	70.3	92.6
人口千人当たり市立病院、診療所の 病床数	—	0	0	0	0	0

（公共施設状況調準拠）

【津市全体】

表1-2（2）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年 度末	昭和55年 度末	平成 2年 度末	平成12年 度末	平成22年 度末	平成25年 度末
市道						
改良率（％）	—	14.3	22.6	21.3	72.9	74.0
舗装率（％）	—	29.6	55.4	64.1	77.0	78.5
農道						
延長（m）	—	—	—	—	299,160	299,160
耕地1h a 当たり農道延長（m）	—	84.5	52.4	50.9	—	—
林道						
延長（m）	—	—	—	—	243,033	247,418
林野1h a 当たり林道延長（m）	—	8	6.3	7.2	—	—
水道普及率（％）	—	—	—	92.6	99.5	99.3
水洗化率（％）	—	—	—	48.4	79.0	81.0
人口千人当たり市立病院、診療所の 病床数	—	0	0	0	0	0

（公共施設状況調準拠）

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市においては、平成 20 年 3 月に市町村合併後はじめての「津市総合計画」を策定し、現在は平成 25 年度からの後期基本計画における具体的な事業展開の方向性に沿って、目標の実現に向けた各種施策を展開しています。

総合計画は、本市における最上位の計画として、中・長期の展望のもと、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本となる方針を定めたものです。

過疎地域自立促進計画においても、この基本的な方針のもと、魅力ある地域づくりを進めます。

ア 総合計画における基本理念等

(ア) 基本理念

「津市総合計画」においては、まちづくりの展開にあたって常に配慮していくべき 3 つの基本理念を掲げています。

一つ目は、人と人とのつながりを大切にしながら、地域の問題解決に取り組むコミュニティが形成され、暮らしの安心が協働によって支えられる誰もが住みやすいまちをめざす「安心」。

二つ目は、豊かな自然の恵みを生かした暮らしが営まれる中、都市と農村との連携や広域的な連携など、新たな交流を育むことで、多様性を尊重した一体感のあるまちをめざす「交流」。

そして三つ目は、地域に愛着と誇りを持つ人材が育まれ、こうした人材の活躍によって築かれる元気な暮らしを土台に、新たな活力や津らしさのある豊かな文化を創造するまちをめざす「元気」。

本市においては、これら 3 つの基本理念のもと、都市機能の集積や多様な地域の個性・特性を生かして、生き生きとしたライフスタイルを実現し、新たな活力を自立的に創出していくこととしており、三重県との連携、さらには県内外の都市との連携などにリーダーシップを発揮しながら、県勢の発展と地方の確かな自立を先導する「元気」なまちを創造していくこととしています。

(イ) 将来像

本市がめざすべき将来像については、基本理念を踏まえて、本市の特性である「住みやすさ」に磨きをかけていくことで、美しい環境のもと安心できる暮らしづくりや、市民の様々な活動によって、多様な交流を育み、心豊かで元気な県都を創造していく姿を理想とし、本市の将来像

として「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」と定めています。

(ウ) まちづくりの目標

本市の将来像を実現するため、次の5つの目標を設定し、まちづくりを進めることとしています。

- a 美しい環境と共生するまちづくり
- b 安全で安心して暮らせるまちづくり
- c 豊かな文化と心を育むまちづくり
- d 活力のあるまちづくり
- e 参加と協働のまちづくり

イ 地域の自立促進のための基本方針

(ア) 地域かがやきプログラムにおける位置づけ

総合計画においては、まちづくりを戦略的かつ重点的に推進していくため、まちづくりの施策体系に基づく事業を効果的に組み合わせ、その一体的、総合的な推進に取り組むため、重点プログラムとして、「まちづくり戦略プログラム」、「元気づくりプログラム」、「地域かがやきプログラム」の3つのプログラムを編成しています。

市内を4つのエリアに区分し、それぞれのエリアの特性や資源を生かし、個性が輝く地域づくりを進めていく、「地域かがやきプログラム」において、美杉地域は「南部エリア」として設定されています。

南部エリアは、「健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり」を基本に、他のエリアとの連携や広域交通ネットワークの形成と相まった交流圏域の拡大も視野に入れながら、将来に希望を持てる魅力ある地域づくりをめざします。

(イ) 美杉地域の自立促進のための基本方針

美杉地域は、過疎化に歯止めをかけるため、豊かな自然環境と貴重な歴史・文化資源などの地域資源を最大限に活用し、交流促進や二地域居住等の推進による移住・交流人口の増大を通じて、自然の恵みを積極的に生かした空間の形成をめざします。

また、住民が健康であり続けるための医療の確保や住民の生活に必要な移動手段として重要な役割を果たしている公共交通システムの整備により、安心な生活の確保をめざします。

道路は、住民生活と地域産業を支えるとともに、交流やコミュニケーションの確保にも重要な役割を果たしています。国道、県道をはじめ、

生活に直結する生活道路の整備、さらに広域圏域に向けた交通基盤の確立を図り、次代へつなぐ交通ネットワークの形成をめざします。

農林水産業は、豊かな自然や豊富な森林資源の活用によりその活路を見だし、就業機会を確保しながら、森林・農用地を適正に管理するとともに、安全で安心な特産品の開発を図る等、安定的な農林水産業経営をめざします。

商工業は、地場産品の流通整備やインターネットを活用した情報発信により販路の拡大をめざします。また、農林水産業との連携による新たな産業の創出や起業家の育成に取り組みます。

集落対策については、各地区自治会をはじめ各種の住民団体活動に対し支援、連携を図るとともに、担い手の育成や確保に努め、集落機能の再生や活性化に取り組みます。

これらの事業推進をはじめ、高齢者等の福祉対策、水道、浄化槽等の整備や消防防災体制の充実等、安全・安心で心豊かな住民生活の確保と住民が誇りと愛着を持つことができる活力ある地域づくりを図っていきます。

(5) 計画期間

津市過疎地域自立促進計画の計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

○ 農業の振興

【水田農業が中心】

急峻な地形と小規模な耕地という土地条件のため、平地や中間地域に比べて耕地面積の割合は低いものの、経営耕地面積における田は約 75% を占めており、水田農業が中心となっています。

【農業者の大半は小規模零細経営】

当地域の農業経営体の平均経営耕地面積は約 62a で、市全体の平均経営耕地面積 123a の約 50% であり、小規模経営となっています。

【農地の多くは生産条件が不利】

山間地であることから、日照時間が少なく、ほ場一筆当たりの面積が狭小など、生産条件に恵まれた優良農地は少ない状況にあります。

また、過疎化・高齢化による農業従事者数の減少が顕著であり、このため、担い手等への農地の流動化が進まない状況です。

【耕作放棄地の拡大と獣害の拡大】

農業従事者の高齢化、担い手不足などに伴い、離農の進行による耕作放棄地が急増しており、経営耕地面積に対して、約 30% に相当する 85ha が耕作放棄地となっています。

また、耕作放棄地はサル、イノシシ、シカなどの棲みかとなり、有害鳥獣による農作物等への被害拡大が懸念されます。

【基盤整備】

ほ場整備事業や農道整備事業等により基盤整備を進めてきましたが、農業従事者の高齢化や減少等をふまえ、優良農地の維持・確保、効率的利用等に視点を置いた施設の改修や、老朽化に伴う補修工事を進める必要があります。

○ 林業の振興

【森林の保全と整備】

木材需要の減少による木材価格の低迷、林業従事者の減少、後継者不足などにより、荒廃森林が増加しています。

森林は、再生（植林）の原則を守ること、半永久的に利用できる循環資源です。森林整備を促進するためには、生産林や環境林の目的に応じた適正な管理が行われるよう支援する必要があります。

また、森林所有者のみならず市民や企業が森林の大切さを理解し、自

主的な森づくりへの参加意識を高める森林環境保全活動を継続的に実施していく必要があります。

【生産基盤の整備】

林道は、林業経営及び森林管理にとって重要な施設であり、林産物の搬出だけでなく、地域の生活基盤を担っていることから、計画的な施設の整備を行う必要があります。

また、森林施業における高効率化及び労働強度の軽減を図るため、認定林業事業体による高性能林業機械の導入が必要です。

○ 内水面漁業の振興

【内水面漁業】

交流人口の増加を目指す観光産業の内水面漁業は、遊漁者や組合員の減少により、漁業組合の運営が厳しい状況下にあります。アマゴの稚魚の放流を行うなど資源の確保に努めています。

河川環境は地球規模の気候変動に加え、荒廃森林の増加や耕地の荒廃、農地や里山の減少による河川水量の減少、さらにはアユの冷水病やカワウによる食害の発生など、水生動植物の生育環境が悪化している状況にあることから、魚道の整備、食害の防止対策等が必要です。

○ 商業の振興

【地域生活を支える商業】

人口減少と高齢化の進行、また、地域外的大型店舗への買い物客の流出とも相まって地域における商店は減少傾向にあります。こうした商店は、地域の生活基盤を支える拠点として重要な役割を担っています。

このことから、地域密着型の商業の振興を図るとともに、地域振興の視点も踏まえつつ、人口定住策や農林水産業、観光振興等と絡めた総合的な対策、新たな事業展開を図っていくことが必要です。

○ 工業の振興

【地場産業等の振興】

木材・木製品等の製造業が主な地場産業ですが、売り上げの低下や従業員の高齢化等が緊急の課題となっています。経営形態においても個人経営が多く、資本金力が乏しいことから、金融面の対策や経営指導、情報提供等が必要です。

また、美杉地域の自然の活用や雇用の拡大と所得向上を図る上で、農

林水産業と商工業が連携した新たな産業の誘導が必要です。

○ 観光とレクリエーションの振興

【交流・集客の観光地づくり】

美杉地域は、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園に指定されており、自然豊かな環境に恵まれています。

レークサイド君ヶ野、道の駅美杉、伊勢奥津駅前観光案内交流施設、オートキャンプ場、パターゴルフ場等の交流施設や伊勢本街道、森林セラピー基地等のウォーキングコース、民営のモトクロス場、滞在型市民農園等が集客と交流の拠点となっています。

また、発掘作業が行われている史跡「多気^{たげ}北畠氏城館跡」等の歴史的資源にも恵まれていることや、伊勢本街道を生かした地域づくりなど各地区の特色ある活動が活発であり、地域づくりを支援していく必要があります。

近年、生活水準の向上、余暇時間の増大、健康志向などから、精神的な安らぎやレクリエーション、特に、ウォーキングや森林浴の場として訪れる観光客が増えており、見る観光から、知る・体験する・交流する・学習する観光へ変化しています。

このような中、美しい自然や歴史・文化資源を生かした交流施設や観光拠点地の整備、観光客を誘う情報発信を行うとともに、まち歩きや地域の味わいなど多様な楽しみを工夫し、何度でも訪れたい地域にしておくことが必要です。

(2) その対策

◎ 基本方針

農林水産業の担い手の育成・確保、優良農地の確保・利用集積、生産基盤及び流通体制の整備など農林水産業の体質強化を図るとともに、地域に根ざした特産品の開発、ブランド化の推進を積極的に情報発信し、魅力のある産業を育成します。

また、必要に応じ観光、自然環境や歴史・文化資源を活用することにより、集客交流人口を確保し、地域の資源を生かしたまちづくりと農林水産業が一体となった産業の育成を図ります。

○ 農業の振興

将来にわたって、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき多様な担い

手を育成するとともに、優良農地の維持・保全と適正な利用、農地、農業用排水路や農道などの生産環境の改善、有害鳥獣対策を推進します。

また、水稻を中心とする合理的な土地利用を推進し、各作物の生産性の向上と耕地利用率の向上を図りつつ、農産物のブランド化を進めるとともに、地産地消等の取組による市民の農業への理解の向上や農業経営の安定化を推進します。

【担い手への経営耕地の集約化】

集落営農組織や認定農業者等の担い手が効率的で将来にわたって持続可能な営農を行えるよう、優良農地の確保とともに増加する耕作放棄地や遊休農地の解消・有効活用を図りつつ、経営耕地の担い手への集積を進めるなど、農業経営基盤の強化を図ります。

【担い手の育成・確保】

集落合意を基本とし、集落営農組織の育成を図るとともに、認定農業者を中心とする地域農業の担い手の育成・確保を図ります。

【生産性等の向上】

地域農業の中心となる水稻については、農地の集積等を促進し、生産コストの低減とともに単位当たり生産量の増加や高付加価値化に努めます。

また、地域の特性を生かした特徴のある付加価値の高い作物の導入、生産拡大等により、水稻を中心とするバランスのとれた合理的な土地利用を推進し、生産性の向上と耕地利用率の向上を図ります。

【有害鳥獣対策の推進】

野生鳥獣による農作物等への被害低減については、地域獣害対策協議会の設立支援による地域ぐるみでの取組の推進や緩衝帯の設置等による有害鳥獣の生息し難い環境の創出など中長期的な対策とともに、効果的な個体数調整や防護柵の設置など計画的な対策を推進します。

また、捕獲した有害鳥獣の有効活用のため、事業者等が取り組むジビエ肉の加工施設の整備等を支援するとともに、食材としての利活用の普及・啓発に努めます。

【農業基盤整備の推進】

生産性の高い農業の促進と営農経費を軽減するため、農道や排水路の改修等農業基盤の整備を推進します。

○ 林業の振興

健全な森林を育成し、その保全等を図るため、間伐等による森林の整

備及び林道等林内路網の整備を促進するとともに、林産物のブランド化を進めつつ、公共施設等における木材利用拡大を推進します。

また、森林の公益的、多面的な機能に対する市民の理解を深めるとともに、森林資源の活用として、林地残材等の木質バイオマスの利活用を図ります。

【森林の保全と整備】

生産林においては、国や県の補助事業及び市単独事業による間伐等の造林事業を積極的かつ継続的に推進します。

環境林においては、強度間伐等による森林整備を行うとともに、針葉樹と広葉樹が混交した森林への誘導を図り、水源のかん養機能や災害防止機能など、森林の持つ公益的機能が持続的に発揮される森林づくりを進めます。

また、自主的な森づくりへの参加意識が高まるよう森林所有者のみならず市民や企業、ボランティア団体等の森林環境保全活動の支援に努めます。

森林の保全については、山地に起因する災害から地域住民の生命や財産を守るため治山事業の推進に努めます。

【担い手の育成】

林業の新たな担い手や後継者を育成するため、県及び認定林業事業体と連携し、人材確保に努めます。

【生産基盤の整備】

林業生産基盤の中心となる施設については、間伐・保育を安定的に進めるため、森林経営計画の認定を受けた地域を中心に路網整備を進めます。

また、認定林業事業体に高性能林業機械の導入を促し、作業の効率化、森林施業の共同化等による集約化・合理化を進め、経営の安定化及び健全化を促進します。

【木材利用の推進】

公共施設や住宅等への地域産木材の利用促進を図るため、ブランド化や販路の拡大に対する支援を行うとともに、公共施設等への利活用の促進を図ります。

間伐材等の有効利用を促進するため、建築用材や合板材、木製品など、新たな市場の開拓に努めます。

また、森林資源を活用した地域の活性化を図るため、林地残材などの木質バイオマス利用の推進に努めます。

○ 内水面漁業の振興

資源管理やアマゴ等のブランド化を進めるとともに、内水面漁業の近代化、観光との連携などを推進します。また、関係団体と連携し魚道の整備や食害の防止対策に努めます。

【観光産業としての内水面漁業の振興】

地域の活性化につながるアユ・アマゴ釣りや川魚の養殖・料理提供を主体とする観光産業としての内水面漁業の振興を促進します。

稚魚放流については、外来魚やカワウによる食害に対する防除、放流する稚魚の選定や湖産、海産等の複合放流などを県や関係内水面漁業団体等と連携し研究していきます。

最大の資源である天然稚アユなど、魚類の遡上の増加を図るため、河川管理下における魚道の整備を促進するなど生育環境を整えていきます。

また、河川の浄化や自然環境の保全、更には憩いの場の提供といった役割も担っており、観光やレクリエーションとの相乗効果による内水面漁業の振興を促進します。

【豊かな漁場環境の醸成】

耕地や森林の荒廃等により土砂が河川や海に大量に流れ込まないように水源のかん養が適正に行われるよう配慮し、落葉性広葉樹の植林等により水域への有効な栄養分の供給を促進し、豊かな漁場を醸成します。

河川の清掃や生活排水処理施設の整備等により、水質の汚濁・汚染を防止し、安全・安心で豊かな漁場の確保に努めます。

○ 商業の振興

【地域の生活基盤としての商業振興】

住み慣れた地域において生活必需品が購入できるよう、地域の事業者や商工会等関係機関と連携を図りつつ、移動販売や宅配サービスなどの現状及び利用者のニーズを踏まえながら、地域の生活基盤を支え、地域に密着した商業環境の整備に向けた取組を促進します。

【販路拡大等による商業振興】

新たな販路拡大を図るため、市内外におけるイベント等の開催時における販売機会の創出や農商工連携への取組など多様な地域資源を活用した新商品の開発を支援するとともに、観光振興と連携した地域物産等のPRなどの取組等により商業の振興を図ります。

○ 工業の振興

【地場産業の振興】

地場製品の流通の整備とインターネットを活用した情報発信により、販路の拡大に努めます。津市商工会等を通じた経営指導や情報提供、制度資金の活用等による経営基盤の安定化に取り組みます。

【新たな産業の誘導】

農林水産業との連携による新たな産業の創出や起業家の育成に取り組むとともに、廃校等の遊休施設の活用も視野に入れながら、美杉地域の自然条件に適応した企業の誘致に努めます。

○ 観光とレクリエーションの振興

【身近で多様な余暇を楽しむ観光地づくり】

レークサイド君ヶ野、道の駅美杉、伊勢奥津駅前観光案内交流施設、オートキャンプ場、パターゴルフ場、森林セラピーロード等の観光施設のほか、民間の観光関連事業者等の集客交流施設とも連携し、豊かな自然環境、歴史・文化資源を生かした観光地づくりを進めます。

また、既存の交流施設等については、必要に応じて整備等を行い機能の充実を図ります。

さらに、旧美杉庁舎・旧美杉総合開発センター跡地、旧小学校を活用した観光交流等の拠点づくりを進めます。

【観光拠点地の整備充実】

地域の特色を生かしたウォーキングコースとして、森林セラピー基地を拠点とした森林セラピーロードや伊勢本街道などのまち歩きコースを整備するとともに、四季を通じた観光ルートの設定を行います。

また、観光施設の整備をはじめ、地元農林産物の素材を生かした特産品、田舎体験を観光に生かす旅行企画など新たな商品づくりやその活用・育成を図り、観光拠点としての地域の活性化を図ります。

既存の企業等との情報交換により、官民協働で誘客をさらに推進し、津市観光協会等関連機関と連携し、イベントや観光地案内等の情報発信を強化します。

【観光客の受入れ体制の充実】

森林セラピーガイド、伊勢本街道の語り部など、地域の観光の担い手となる観光ボランティアガイドの育成に努めます。

【歴史街道等の整備】

地域を横断する伊勢本街道、史跡「多気北畠^{たげ}氏城館跡」等の歴史・文化資源を活用した地域主体のまちづくりやまちなみの修景等を市民と協

働して推進します。

また、史跡「多気北畠氏城館跡」に残る歴史的資源や文化的景観などを有効に活用し、地域の文化に結びつけて賑わいのあるまちづくりを進めます。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

○ 心の通う交通・情報ネットワーク

【道路】

美杉地域の道路は、国道2路線（368号・422号）、主要地方道5路線（久居美杉線・一志美杉線・嬉野美杉線・松阪青山線・青山美杉線）、一般県道4路線（八知下多気一志線・奥津飯高線・太郎生伊勢八知停車場線・老ヶ野古田青山線）と市道等です。

国道368号、主要地方道久居美杉線・一志美杉線については、計画的な整備が進められています。他の国道及び県道については、未改良部分や舗装更新、または部分的な改良など維持管理的な工事を必要とする所が多くあり、継続的な整備が必要です。

集落内の生活道路は狭い道路が多く、高齢社会を見据え、安全、快適に通行できる道路の整備が必要です。

【公共交通】

公共交通機関として、鉄道はJR名松線、路線バスは三重交通の多気線、名張奥津線が運行されているほか、本市が運行しているコミュニティバスも3ルートあります。

コミュニティバスは、主に美杉地域の路線バスが廃止になったところを運行しており、高齢者などの重要な交通手段となっています。

高齢化がますます進んでいる中で、高齢者など車を持たない方々の移動手段の確保が課題となっています。

【情報通信手段】

携帯電話の利用可能区域は概ね全域をカバーしていますが、一部利用ができない区域について、エリア拡大に向けた要望を継続していく必要があります。

災害時における情報通信手段として同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線等の整備は完了しましたが、災害から住民の生命と財産を守るため、これらの適切な維持管理に努めるとともに、更なる情報伝達手段の充実を図る必要があります。

美杉地域に設置している河川監視カメラの映像についても、災害時における迅速な避難の目安となるよう視聴・閲覧できるように取り組む必要があります。

【地域間交流の促進】

豊かな森林の恵みを生かし、森林セラピー基地を活用したヘルスツー

リズムを積極的に展開し、また、田舎暮らし体験塾等を行うなど、空き家や遊休地を活用した二地域居住を図り、都市住民が居住できる地域づくりや旧美杉庁舎・旧美杉総合開発センター跡地、旧小学校を活用した地域間交流の拠点づくりが必要です。

(2) その対策

◎ 基本方針

産業振興や地域活性化のため、地域外との広域交通ネットワークを形成する国道や県道などの幹線道路の整備を促進する必要があります。

生活に必要な移動手段を確保するため、ＪＲ名松線及び路線バスの維持・活性化に努め、効率的な公共交通ネットワークの形成を図ります。

災害時の適切で確実な情報伝達と情報収集に対応できる新たなシステムを整備します。

○ 心の通う交通・情報ネットワーク

【道路】

地域外に通ずる幹線道路対策は、産業振興や交流の促進、また災害時の避難経路など極めて重要であることから、県の道路整備方針に基づいて、国道３６８号・主要地方道久居美杉線・一志美杉線などの整備をさらに促進するとともに、老朽化した舗装及び側溝の改修、維持管理の適正化を図ります。

また、緊急車両の進入困難な区間の拡幅整備及び車両が対向できない狭あいな区間において道路の整備や橋梁の修繕・架け替え等により安全性を確保します。

【公共交通】

ＪＲ名松線については、森林セラピー基地、歴史遺産や車窓景観など観光資源を生かした地域振興・活性化を図るうえで、また、住民の生活に必要な移動手段として、重要な役割を果たしていることから、バス路線と併せて利用拡大を図り、持続可能な交通システムの維持・確保に努めます。

また、伊勢奥津駅、竹原バス停等を乗継拠点として、これら鉄道、バス等との接続の強化に努めることで、利便性の向上と利用促進を図りつつ、コミュニティバスを含めた効率的な交通ネットワークを構築するとともに、高齢者などの車を持たない方の移動手段を確保します。

【情報通信手段】

災害時における情報通信が適切に行えるよう、平素から同報系防災行政無線や移動系防災行政無線等の維持管理に努めるとともに、更なる情報伝達手段の充実を図るため、難聴対策等に関する調査研究を進め、早期に実施できるよう取り組みます。

また、災害時における迅速な避難の目安とするため、河川監視カメラの映像を視聴・閲覧できるよう取り組みます。

さらに、ＩＣＴ(情報通信技術)を活用した高齢者の生活支援や特産物のＰＲと販路拡大システムの構築及びテレワーク事業の整備による空き家や遊休施設の有効活用と雇用の拡大等を図ります。

【地域間交流の促進】

森林セラピー基地等の交流拠点の充実を図り、豊かな自然、歴史等の地域資源を生かした交流を促進します。

また、田舎暮らし体験塾等を行うなど空き家や遊休地を活用した二地域居住の推進を図るとともに、旧美杉庁舎・旧美杉総合開発センター跡地及び旧小学校については、地域資産として地域との協議を進め、情報発信や地域間交流の拠点等として整備を図ります。

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

○ 安全な環境づくり

【消防】

広大な森林と急峻な地形に集落が点在するという地域特性に応じた消防団組織が設置され、地域の安全・安心の確立に努めてきましたが、消防団員は減少傾向にあるため、組織体制の充実と団員の確保に努める必要があります。

また、当地域は、簡易水道式の消火栓と非耐震防火水槽がほとんどで、大規模地震時等の消防水利不足が懸念されるため、有事に対応できる耐震性防火水槽の整備が必要となります。

消防車両等についても計画的な更新が必要となってきます。

【防災】

過去から、幾多の自然災害により大きな被害を受けてきたため、治山・治水事業に取り組むとともに、地域防災計画に基づき、住民の防災意識の啓発や地域における自主防災組織の育成、同報系防災行政無線をはじめとする情報伝達体制の整備を進めています。

しかし、集中豪雨等による災害を受けやすい自然環境から、今後とも防災意識の喚起、自主防災体制の確立、防災施設の整備や災害応急体制の整備が必要であり、災害時において孤立が予想される地域に対する生活関連物資の備蓄等の対策も必要です。

また、台風情報を的確に把握し、早めの自主的避難体制を確立するとともに、大地震による山地災害などへの対応についても対策及び啓発を行う必要があります。

○ 新最終処分場等施設の建設に伴う周辺環境整備

新最終処分場等施設を建設することにあわせて、処分場敷地内の森林資源を生かした取組やごみ問題、環境問題についての啓発・学習及び生活周辺環境を整備することが必要です。

○ 水の確保

【生活用水・生活排水】

当地域の水道は、14箇所簡易水道（水道法に定める計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道）15施設（八幡簡易水道は奥津と川上の2浄水場から供給）で行っていますが、集落が点在し、地形的にも起伏

が激しく、整備することができない地域もあります。整備済みの施設においても、一部の施設においては経年劣化も進んでおり、維持管理が容易でない状況にあります。

水道施設が未整備の地域の一部では小規模飲料水供給施設を設置し飲料水を確保していますが、世帯数がごく少数な地区では施設の設置費用等の確保に苦慮している状況です。

生活排水処理については、浄化槽の設置や農業集落排水施設により処理をしていますが、過疎化、高齢化が進む中、生活排水処理施設の整備は、計画どおり進んでいない状況にあります。

(2) その対策

◎ 基本方針

消防組織については、常備消防と消防団の連携及び消防施設等の整備を図り、安全・安心のまちづくりを進めます。

簡易水道施設については、水道未普及地域の解消をはじめ、水質管理の強化、施設の耐震化など、安全で安心な水道水の安定供給に向けた取組を進めます。

生活排水処理施設は、市営浄化槽事業の推進を行い、生活環境の向上及び公共用水域の水質の保全を図ります。

また、新最終処分場施設の整備については、安全・安心な、地域や自然と調和した施設とし、必要な周辺環境整備を行います。

○ 安全な環境づくり

【消防】

消防団組織の維持、活性化を図り、常備消防と連携した消防施設等の整備を図りつつ、安全・安心のまちづくりを進めます。

消防団員の確保については、建物火災や山林火災などの災害対応に限定した活動を担う機能別団員制度の活用を行います。

また、大規模地震時等に対応した消防水利等の充実を図るとともに、消防団、分署の耐用年数の経過した消防車両等についても計画的な更新を進めます。

【防災】

住民の防災意識の高揚を図るため、広報活動や防災訓練等を実施するとともに、必要に応じ避難施設の整備を行い、防災体制を確立します。

また、河川の整備、治山・治水対策の計画的な推進に努め、防災行政

無線の難聴対策等により災害時における情報伝達手段の充実を図ります。

○ 新最終処分場等施設の建設に伴う周辺環境整備

施設整備の基本目標である「安全・安心」及び「地域や自然と調和」した最新技術を導入する新最終処分場等施設の建設整備にあたっては、処分場敷地内の森林資源を生かした自然公園や遊歩道の整備を行い、交流施設としての活用やごみ・環境問題学習施設、周辺道路の整備などを行うことにより、市民が集うことのできる環境の整備を進め、地域の活性化につなげていきます。

○ 水の確保

【生活用水・生活排水】

生活用水の供給については、地域住民のニーズを踏まえ、水道未普及地域解消のため施設整備を進めます。

また、既存の簡易水道施設は、水質管理の強化や耐震診断の結果を基に水道事業全体を見据え、耐震化などを進めます。

小規模飲料水供給施設の設置等に対し費用の一部を補助することで、飲料水の確保に努めます。

生活排水処理施設の整備については、市営浄化槽の設置を積極的に推進するとともに、既存の農業集落排水処理施設、簡易排水施設を適切に維持管理します。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

○ 高齢者等の保健

【健康づくり】

地域においては、ひとり暮らし高齢者が多く、加齢による身体機能の低下、高血圧、糖尿病などの生活習慣病や認知症などの重症化を予防し、住み慣れた地域で元気に暮らし続けられる支援が必要です。

自宅からの外出手段を持たない人も多いため、急病やけが等の緊急時の体制にも不安があります。

また、地域における子どもの数が減っていることから、若者や子育て世代は身近な子育て仲間が得られにくく、子育て中の不安や、ちょっとした困りごとを共有することが難しい状況であり、子育て中の保護者が集まれる場づくりが必要です。

○ 福祉の向上及び増進

【地域福祉】

高齢化が急速に進む中で、高齢者のみの世帯の増加や近隣関係の希薄化などの様々な要因から家庭や地域でのささえ合いが難しくなっています。

このことから、すべての住民が一人ひとりの地域福祉意識を高めていく必要があります。また、地域住民による互いのささえ合いや助け合いの支援など地域福祉の増進が必要になっています。

【高齢者福祉】

高齢者比率が年々高くなり、超高齢社会へと進む中、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加しています。

一方、女性が外で働くことが多くなり、昼間の在宅者が高齢者だけとなる家庭も増えています。

津市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会及び地域の福祉団体などと連携し、高齢者の生きがいや健康づくりのための活動を続けていますが、今後とも高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で趣味や生きがいを持ち、安心して暮らせる地域づくりが求められています。

【児童福祉】

子育て家庭が減少し、子育て中の保護者同士のつながりが希薄となり、子育ての不安を抱える保護者への支援が必要となってきました。

このことから、保護者同士の交流などによる子育て不安の解消に取り

組む中で、保育所での育児相談や地域子育て支援事業を実施しています。

【障がい福祉】

障がい者等が地域で自立した生活を営むことができるよう障がい者やその家族等を支援するため、必要な時に相談ができる体制づくりが必要です。

また、サービス事業者が少なく、交通の便が悪いことから地域で生活が続けていくには、利用者の利便性に配慮した支援サービス体制や活動の場等が身近にあることが必要です。

(2) その対策

◎ 基本方針

高齢化が進む地域において、誰もが安心して住み慣れた地域の中で生き生きと暮らせるよう、高齢者福祉施設の改修等により施設機能の充実等を図るとともに、地域でささえ合う仕組みをつくり、地域住民を中心とした活発な活動が展開されるような地域社会の実現をめざします。

地域包括支援センターの機能を最大限活用し、高齢者の福祉増進を基本として、地域福祉の充実を津市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会や民生委員連絡協議会などと連携して進めます。

あわせて、健康づくり、生活習慣病予防、介護予防や自立支援対策の充実を図り、健康の保持と生きがいを促進します。

○ 高齢者等の保健

【健康づくり】

保健師による地域巡回の健康相談、健康教育、家庭訪問により市民の健康の保持増進を図ると共に、ヘルスボランティアである食生活改善推進員、健康づくり推進員と共に食生活、運動など健康づくりの推進に取り組めます。

また、同世代の子どもが少なく、身近に子育て仲間が得られにくいことから、保護者の主体性を大切にし、保健センターで母子保健推進員、民生委員と共に集まれる場をつくり子育て支援をします。

さらに、発達障害を持つ子どもの子育て支援、思春期保健については関係機関、中学校と連携し推進します。

○ 福祉の向上及び増進

【地域福祉】

多様化し、増大する福祉ニーズに対応していくためには、公的なサービスだけでは解決しないことから、地域住民やボランティア、福祉サービス事業者と行政が協働して地域福祉の向上を図っていく必要があります。

【高齢者福祉】

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、高齢者福祉計画の目的達成に向け高齢者の誰もが元気で暮らしやすい地域づくりを実現します。

介護保険事業は、介護保険事業計画に基づき、サービス基盤の安定等、利用者ニーズに対応した運営の充実と啓発活動を図り、ボランティアや地域住民の支援の輪が広がる地域づくりを進めます。

【児童福祉】

働く女性が多くなり保育ニーズが高まる中で、仕事と家庭の両立を支援するための保育所運営や通園バスの運行を図ります。

また、子育て不安を解消するため、保育所での育児相談や地域子育て支援事業を引き続き実施します。

【障がい福祉】

障がい者やその家族等を支援するため、必要な時に相談ができる体制の構築を図り、また、障がい者等の活動の場等の確保のためサービス提供の基盤整備や移動支援等の支援サービス体制の充実を図ります。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

○ 医療の充実

【医療体制の充実】

過疎地域における医療の確保は非常に困難であり、本市においても多くの課題を抱えています。医療機関については、民間診療所が2施設、国民健康保険診療所が1施設、また歯科診療所が2施設あり、地域のかかりつけ医としての役割を果たしているものの、人口の減少により、診療所の経営は厳しさを増しており、さらに医師が高齢化していることから、地域の将来を見据えた持続可能な医療の確保が喫緊の課題となっています。

また今後、さらに高齢化が加速することに伴い、医療機関への通院が困難となる住民の増加が予想されることから、県立一志病院や地域の医療機関等から訪問診療を実施するなど、過疎高齢化地域における地域医療の充実が必要となっています。

(2) その対策

◎ 基本方針

住民が健康であり続けるためには、専門医を含めた医師の確保が必要であるため、地域の将来を見据えた持続可能な医療の確保に努めます。

また、地域の核となる医療機関である県立一志病院と連携を図り、医療体制の充実及び予防体制の向上に努めます。

○ 医療の充実

【医療体制の充実】

過疎地域における医療を確保するために、三重大学医学部附属病院及び県立一志病院等と連携を図り、新たに診療の拠点となる施設の整備を進めます。また、身近な地域で安心して、医療を受けることができるよう、医師会等の支援も得ながら当番医制も含めた持続可能な医療の確保に努め、地域医療の一層の充実に努めます。

さらに、高齢者の通院時における移動を確保するため、コミュニティバスをはじめとする公共交通機関と連携し、交通手段の整備に努めます。

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

○ 21 世紀のひとづくり

【小学校教育】

美杉地域では、近年の少子化、過疎化等の進展により、児童数が減少し、小学校は統合によって、平成 22 年 4 月 1 日から美杉小学校 1 校となりました。

学校教育では、これからの変化の激しい国際化、情報化の社会を生きぬくためには、子どもたち一人ひとりの個性を発揮し、能力を伸ばしていく必要があります。

また、美杉地域の各地区の特色を生かした教育を展開するとともに、各地区の住民が積極的に学校に参画し、子どもたちの「生きる力」の育成とともに地域の活性化につなげていくことが求められます。

学校施設については、自然と共生しながら、地域にあった環境にやさしい学校づくりをめざし、学ぶ児童が健やかで豊かな学校生活が送れるよう、施設改修や維持管理など、学習環境の整備を進める必要があります。

【中学校教育】

次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を発揮し、能力を伸ばし、創造性豊かなひとづくりをめざし、教育実践を進めます。

また、地域に根ざした特色のある教育に取り組み、子どもたちのたくましく心豊かに生きる力の育成を図っています。

学校施設については、大規模改造や施設改修等を行い、学習環境の向上を図っています。しかし、建築後 30 年以上が経過していることから、適切な維持管理に努めていく必要があります。

○ 知性豊かなひとづくり

【生涯学習・スポーツ】

地域の人たちが、生きがいのある充実した人生を送るために、公民館活動やボランティア活動等を求め、様々な地域活動が展開されています。

また、住民の健康増進や地域の連帯意識の高揚のため、子どもから高齢者まで参加できるスポーツ活動の推進を図るとともに、その活動拠点となる旧学校施設の維持管理も適切に実施していく必要があります。

○ 地域活動のための拠点づくり

【住民交流拠点の整備】

地域の人たちが、美しい森林や里山など豊かな自然環境の中で人と人

とのつながりを大切にしたい、心豊かな地域コミュニティを維持・形成していくことが求められます。

このことから、地域に暮らし、地域を支える人たちが集い、また、自然豊かな環境の中で憩える地域の拠点としての施設を整備する必要があります。

(2) その対策

◎ 基本方針

地域の特性を生かし、家庭・学校・地域社会の三者一体の教育を進めていきます。中学校給食は、小学校との親子給食により実施しており、食育の充実を図ります。

小中一貫教育について、美杉中学校区は平成29年度から取り組んでいきます。特に、美杉地域は、小学校、中学校、保育園がそれぞれ1校（園）であることから、小学校、中学校の連携はもとより就学前からのつながりある教育を進めます。また、希望者に対して従来の通学区域を越えて小規模校への転入学を特別に認める小規模特認校制度の導入を視野に、平成26年度から試行しており、今後の本格実施に係る検討をします。

また、特色ある地域文化の振興と文化活動、生涯学習活動の普及やスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

○ 21世紀のひとづくり

【小学校教育】

児童数は減少傾向にありますが、少人数の特性を生かし、情報コミュニケーション技術を活用し、一人ひとりのコミュニケーション能力の育成や外国語活動の充実、確かな学力向上をめざす授業づくりなどに、積極的に取り組みます。

また、地域の人と交流したり、地域の自然や文化に触れたり、地域の施設を利用するなど、校区全域をフィールドとした地域学習や、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができる人権教育を積極的に推進します。

学校施設については、適切な維持管理及び改修等による施設整備を行い、児童の学習環境の確保を図るとともに、自然と共生しながら、地域にあった自然にやさしい学校づくりをめざします。

【中学校教育】

生徒数は減少傾向にありますが、少人数の良さを生かしての情報活用能力の育成や、英語教育の充実、望ましい職業観、勤労観を育成するキャリア教育の推進、確かな学力の向上をめざす授業づくり、クラブ活動の充実など、次代を担う子どもたちの育成に地域とともに取り組みます。

また、地域の特性を生かした、小中高連携を推進するとともに、地域、家庭と連携しながら、安全で安心して通える学校をつくっていきます。

老朽化した施設についても、適切な維持管理及び改修等による施設整備を行い、生徒の学習環境の確保を図るとともに、自然と共生しながら、地域にあった自然にやさしい学校づくりをめざします。

○ 知性豊かなひとづくり

【生涯学習・スポーツ】

公民館活動やボランティア活動を支援し、青少年の健全育成や生涯学習体制の整備を進めるとともに、社会教育関係団体等の育成に努めます。

また、個々の趣味・嗜好を考慮したスポーツの振興と体育施設の維持管理及び改修も適切に実施し、施設の活用を図ります。

○ 地域活動のための拠点づくり

【住民交流拠点の整備】

地域住民の交流やレクリエーション活動等が行える地域の拠点として住民交流施設を整備します。

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

○ 文化の振興と伝承

【文化の振興】

史跡「多気^{たげ}北畠氏城館跡」や名勝「三多気の桜」などの歴史・文化資源を有効に活用し、地域文化の振興を図っていく必要があります。

また、伊勢本街道を生かした地域づくりなど各地区の特色ある活動が活発であり、地域文化を継承するためにこれらの活動を支援していく必要があります。

【文化財】

文化財の宝庫として史跡・名勝・天然記念物をはじめ有形・無形の文化財があり、国・県指定文化財と市指定文化財の保護・保全に努めています。

その中で多気^{たげ}はかつて伊勢国司北畠氏の本拠地であり、北畠氏の館跡にあたる北畠神社には、当時の庭園が今も往時の姿を留めています。さらに盆地全体に広がる北畠氏の築いた城下について、調査・研究によって構造の一端が明らかになりましたが、その成果を市民が目する機会が必ずしも多くはないのが現状です。

また、三多気の桜については、古木も多く樹勢の衰えがみられます。

一方、無形民俗文化財は伝承者の高齢化や後継者不足によって伝承が困難になりつつあります。

【文化的施設】

文化活動の発表や鑑賞の場となる文化施設を拠点とした活動等の活性化が必要です。

また、図書室についても継続的な充実が求められています。

【伝統文化・行事の伝承】

各地区に残る伝統文化や伝統行事などを後世に継承していく必要があります。

(2) その対策

◎ 基本方針

活力ある心豊かな生活の実現に向け、より一層住民の文化振興が図られるよう文化施設の機能の整備に努めます。

歴史・文化資源の保存・活用を図り、地域文化の振興に努めます。

○ 文化の振興と伝承

【文化の振興】

文化協会の育成及び文化芸術活動の活性化を図ります。

文化にふれる機会を提供し、発表と交流の場を設け、文化施設の充実を図ります。

史跡「^{たげ}多気北畠氏城館跡」や名勝「三多気の桜」などの歴史的資源や文化的景観などを有効に活用し、地域の文化に結びつけて賑わいのあるまちづくりを進めます。

地域の歴史的資源を積極的に保存・活用することにより、文化財保護の啓発と地域文化の活性化を図ります。

【文化財】

^{たげ}多気北畠氏遺跡については、発掘調査や測量調査を継続して行い往時の姿の解明を進め、重要な部分は国史跡指定として保護を図るとともに、北畠氏館跡については、調査成果に基づいた整備を行い歴史的景観の復元に努めます。また、手軽に遺跡散策を楽しめるような工夫を行い、元氣な地域、賑わいのある地域をめざします。

無形民俗文化財等の保護・保存が図られるよう支援に努めます。

【文化的施設】

伝統文化の伝承、生涯学習、文化交流の場となる地域文化活動のため、美杉総合文化センターの有効な活用と充実を図ります。

美杉ふるさと資料館については、^{たげ}多気北畠氏遺跡に特化した展示改修、情報発信と郷土学習の拠点として整備を図ります。

図書施設については、郷土資料を含めた整備充実を図ります。

【伝統文化・行事の伝承】

各地域の伝統文化や伝統行事などを後世に引き継ぐため、文化の継承及び行事の開催に対する支援を行うと同時に後継者の育成を図り、これによる地域コミュニティの形成と集落の維持・再生をめざします。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

○ 移住・交流の促進

【集落の再生】

急速な少子高齢化が進行する中、集落の維持が困難な地域もあり、将来において集落の維持が十分に行われなくなることが危惧されます。このことから、若者の定住促進を図るとともに、空き家住宅の有効活用について取り組んでいく必要があります。

【若者等定住住宅等の確保】

空き家の活用や田舎暮らし体験など二地域居住や定住の促進など移住・交流につなげるためのソフト事業や地域自らの地域おこしによるコミュニティの再生及び定住対策にも着手しており、これによる移住・交流者及び若者定住者への住宅供給も必要となります。

○ 集落の維持

【地域コミュニティ活動の活性化等】

美杉地域は、その集落のほとんどが高齢化率が50%を超える限界集落地域であり、地域の助け合いや共同作業といったコミュニティ機能が弱くなっており、コミュニティとしての存立が厳しくなる集落が発生しています。

このことから、住民の意見を反映しながら、集落の維持に取り組んでいく必要があります、人材の育成や確保を図りながら、地域コミュニティ活動等の活性化を図ることが必要です。

(2) その対策

◎ 基本方針

UIJ ターン希望者などに対応する仕組みを整えるだけでなく、積極的な都市住民への働きかけや周辺地域との交流の活発化による移住・交流人口の増加につなげるため、情報発信、PR活動、長期滞在施設や空き家物件の紹介などの移住・交流者に向けた取組を行います。

また、地域主体の地域づくり事業を推進し、若者が定住できるコミュニティを再生します。

○ 移住・交流の促進

【集落の再生】

地域資源としての空き家を活用し地域再生を図るため、空き家情報の

提供及び田舎暮らしアドバイザー制度によるPR事業に積極的に取り組みます。

また、遊休農地の活用を含め、空き家を利用した田舎暮らしなどを地域自らが主体となって実践していくための施設整備や運営支援を行い、移住・交流の促進と地域の活性化を推進します。

【若者等定住住宅等の確保】

UIJ ターン希望者など移住・交流に向けた取組による定住及び二地域居住者の増加をめざすとともに若者の定住に向け、居住志向に応えた定住対策、地域振興を目的として、必要に応じた若者等定住住宅の確保を検討し、過疎・高齢化の抑制を図り、活力あるまちづくりに努めます。

また、空き家情報バンクの一層の活用を図るため、移住者への支援を充実し、居住環境の確保にも努めます。

○ 集落の維持

【地域コミュニティ活動の活性化等】

各地区の自治会や地域づくり協議会などの地域主体の団体を基盤として、地域住民が共同で行う生活環境整備、福祉活動、自主防災活動、交流活動などの自主的・自発的な活動や人材の育成・確保などに対し支援していきます。

また、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すため、小さな拠点をはじめとする集落ネットワーク圏形成支援事業により、生活の営み及び生産の営みを支援していきます。

さらに、地域おこし協力隊を設置し、高齢化集落の支援活動を推進するとともに、外部からの定住・移住を促進します。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

○ 旧公共施設跡地の活用

平成26年4月1日に美杉総合文化センター及び美杉庁舎が開設いたしましたが、JR名松線伊勢八知駅前にある旧美杉庁舎・旧美杉総合開発センター跡地や旧小学校跡地の利活用を、地域の意見を踏まえながら、跡地の有効活用を進める必要があります。

また、旧火葬場等の用途を廃止した旧公共施設についても、跡地等の適正な管理や活用を図る必要があります。

○ 市民との意識共有等

過疎・高齢化が進行する中で、地域が持つ課題等に対しより多くの市民と協働して進めるよう、市民と行政が意識の共有を行い、まちづくりを推進していくことが求められています。

○ 自立のための多様な事業展開

新たな行政課題や住民のニーズの複雑多様化が進む中で、地域の自立促進に向けた的確な施策の展開が必要となっていますが、社会経済状況の変化や長引く経済の低迷などにより、本市を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

しかしながら、急速な少子高齢化が進行する過疎地域においては、既存の集落組織の機能が低下し活動が困難になりつつあること等から、地域の資源を活用した交流の促進、日常生活交通の確保、医療体制の整備、将来にわたる安全・安心な暮らしの確保など、多様な施策の展開による地域の再生と活性化に向けたまちづくりが求められています。

(2) その対策

◎ 基本方針

旧美杉庁舎・旧美杉総合開発センター跡地等について、関係団体等との協議を進め、その有効な活用を進めます。

また、より多くの市民と協働を進めるよう、市民と行政が意識の共有を行い、まちづくりを推進していくとともに、過疎地域の振興を目的とした基金を管理・運用し、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めることで過疎化の抑制を図り地域の自立促進を促します。

○ 旧公共施設跡地の活用

旧美杉庁舎・旧美杉総合開発センター跡地等について、各地域の活性化協議会などの情報発信拠点として整備を図り、地域の情報発信に努めます。

また、旧火葬場等の用途を廃止した旧公共施設についても、跡地等の適正な管理や活用を図ります。

○ 市民との意識共有等

市民と行政が意識の共有を行うために、地域広報紙を発行するなど情報を提供し、市民と協働によるまちづくりを進めます。

○ 自立のための多様な事業展開

豊かな自然環境と貴重な歴史・文化などの地域資源を活用し、新たな交流の促進と地域コミュニティの再生を育むことで活力・魅力ある地域づくりを進めます。また、医療体制の整備、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、人と人のつながりを大切にしながら暮らしの安全・安心が協働によって支えられる地域づくりなどの多様な施策の推進を図ります。

なお、本市の健全財政の堅持に配慮しながら、地域の自立促進のための施策を継続的に実施するため、過疎対策事業債の効果的な活用を図るとともに、基金の適切な管理・運用を行い、「歴史資源を生かした地域づくり事業」や「医療の確保」をはじめとする各自立促進施策区分の過疎地域自立促進特別事業の財源を確保していきます。